2022年度　パレット保育園・綱島　事業計画書

●保育理念

“ひとりひとりに生きる力を！”

1．ひとりひとりを「大きな家族」の一員として認め、役割を認識させ、愛情を持って育てます。
2．ひとりひとりの子どもを見極め、発達段階に応じ、「感性・知性・体力を培う」三位一体のバランス保育・教育を信条として育てます。
3．ひとりひとりが意欲的な生命力を発揮できるよう「自立と自尊と自律」の精神を大切に育てます

●保育の目標

スタッフは園児が喜びをもって自発的に活動できるような言葉がけをし、自らがお手本となるような行動をとる。

スタッフは子どもたちの安全・安心で健康的な生活を確保し、主体性を尊重しながら保育する。

スタッフは家族の一員としてお互いを認め合い、子どもたちの成長のために、全員で一人ひとりの子どもたちを受けとめていく。

●保育の方針

「保育所保育指針」に準じ、保育・養護の視点と発達・教育の視点で、「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」の五領域を縦断的にとらえ、子どもの成長に合せ、子どもの力を最大限に引き出すよう努めます。

1．スタッフの基本行動原則「丁寧・賞賛・感覚・微笑・予習＝余裕」に基づき、保育者チームは、大きな家族の構成員として見守る保育を実践します。
2．“個性豊かで元気な頭の良い子”を願う保護者のニーズに応えられる「幼児プログラム」を実践します。幼児教育プログラム実践の要諦は、子ども自身の「意欲」です。「やりたい、知りたい」という好奇心を大切にします。
3．自分のことはできる限り自分でできる喜びを得る、そして最後までやり抜く、頑張れる「自立支援」保育を実践します。
4．縦割り実践教育形態を通じ、小さな子、弱い子を思いやれる、仲間との関係を大切にする、など他者との中で「自律」する力をつける保育を実践します。
5．自分は愛されている、そして、頑張ればやり通すことができるという「自尊感情」を育み、人間の土台づくりをする保育を実践します。

1．中期事業計画のテーマ

●経営の安定化
●選ばれる保育園づくり

2. 園目標

選ばれる保育園づくり

3. 開所日及び開所時間

事業	開所時間
平日	7:00～20:00
土曜日	7:00～18:00
休園日	日・祝日・12/29～1/3

4. 定員数

・利用定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	12	15	15	15	15	80

5. 年間行事予定

月	行事等の名称	対象者
5月14日	親子レクリエーション	園児とその保護者参加
6月11日	個人面談	園児とその保護者
7月9日	夏祭り	園児とその保護者
10月	パレット学習タイム参観	園児とその保護者
10月29日	運動会	園児とその保護者
1月	個人面談	園児とその保護者
2月	発表会	園児とその保護者
3月	卒園式	卒園児とその保護者
3月	入園説明会	新入園児とその保護者
3月	進級説明会	進級園児とその保護者

6. SDGs に係る取り組み

	●質の高い保育の実践→園内研修等の充実化を図り、より良い保育の実践に努めている。 ●気になる子支援→定期的に臨床心理士を招き、巡回保育を行っている。同時に専門的な対応の仕方を学び保育に取り入れている。 ●質の高い給食の提供→自園で育てた野菜を収穫し食育を行っている。 ●能力開発プログラムの実施→日々の保育活動にて取り入れている。（絵かきリズム、ダンス、歌遊び、あんしょうことば）
	●出産・育児にかかる制度→出産育児休暇のみならず、妊娠期間中のつわりの悪化の際は、休憩時間の延長、休憩回数の増加等を取り入れ、安心して働けるような環境作りを行っていく予定。 ●介護に係る制度→スタッフの関係者に介護を必要とする場合は介護休暇が早急に取れるように配慮していく予定。 ●充実した休暇制度→リフレッシュ休暇、誕生日休暇を導入していく予定。
	●働き方向上→時間外労働の短縮化や年間有給取得を 5 日以上にし、ワークライフバランスの両立に努める予定。 ●充実した年間研修計画→月の研修計画を立てて、実行する。 ●キャリアパスの設定→スタッフの能力・成果に対し、正当な評価を受け、ステップアップできる規定を取り入れていく予定。 ●ジェンダー平等→性別問わず平等に雇用していく。日々の保育の中で一人一人の主体性と多様性を認める意識をしていく。
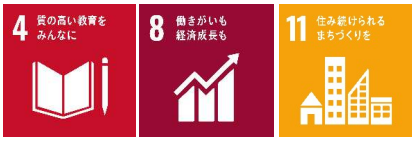	●地域交流ｐｊ→幼児クラスの子どもたちとグループ老人ホーム等の交流を行う予定。行事の際、地域掲示板にポスターを張り出し、来客を求め地域活性化に繋げる。 ●虐待防止、貧困対策への貢献→早期発見に努め、行政と連携をとり共有する。 ●地域の災害拠点化→月一回の避難訓練の実施を行い、災害に備え地域施設と連携を取る。（地区センター） ●地域ボランティアの積極的な受け入れ→地域のゴミ拾いを行う予定。
	●食品ロスの低減→食育を通して食の大切さを学び、給食を残さず食べられるような取り組みをする。 ●照明の LED 化推進による CO2 排出の削減→どの空間も昼光を利用した照明計画で省エネの工夫や再生可能エネルギーの整備を行う予定。 ●設備チェック・整備による使用寿命延長→週一回の設備チェック並びにフィルター等の掃除を行う。 ●省エネ・節電→保育室を使用していない場合は節電のため電気を消す。 ●エコ活動・リサイクルを取り入れた保育→トイレットペーパー等の廃材を用いり製作として使用する。

7. 保護者との連携の報告

- コドモンによる家庭との日々の連絡
- 個人面談で園児ひとりひとりの成長や園での様子を報告
- 懇談会では、クラスの様子を伝え、クラスごとの目標や計画を報告

8. 第三者評価に対する取組（もしくはサービス向上に向けた取組）

- ５年に１回、第三者評価を受審
- 姉妹園施設長による環境整備チェックを年１回実施

9. セルフモニタリングの実施報告

- 園内での怪我や園児による喧嘩などの報告を都度おこなう
- 職員会議や昼礼で、共有
- 事故防止・園外保育マニュアルを見直し、研修をおこなう

10. 苦情対応・解決の取組

- 園で独自の苦情解決窓口を設置し、解決への取り組みを図る
- 苦情申し立ての流れを保育園の玄関に掲示
- 第三者委員の連絡先を掲示

11. 職員の研修

- 新卒採用については法人本部にて初期研修
- 新卒については、配属前に現場研修
- 年間研修計画に基づき、園内研修を実施
- 個人ごとの研修計画・記録一覧に基づき、行政等主催の研修に参加
- 姉妹園での保育士の交換保育・視察研修
- 給食、事務スタッフは年２回の全体研修実施

12. 職員の労働条件・労働環境保持のための取組

- 就業規則、賃金規程、３６、３２、２４協定を制定し、労働基準監督署へ届出
- 育児休暇、介護休暇について制定
- 退職金規程を制定
- 法人総務部にて、雇用管理の改善等に関する事項にかかる相談窓口を設置

13. 児童・職員の健康管理

- 園児の健診については年に２回学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施
- 職員の健康診断は４月、５月、６月に順次受診（人間ドック希望者は個々受診）
- 中途採用者の場合は、採用前に実施・未実施の確認
- 感染症予防・衛生管理マニュアルに基づき、研修および感染症の予防に努める
- 園内にて発生した場合は、速やかに掲示またはメール配信にて、保護者へ状況説明

14. 安全安心に対する取組

(1)　事故の防止策と対応策

- 全スタッフ配布のハンドブックに「安全に関する規定」等を掲載し、職員に周知
- 事故防止・園外保育マニュアルにて研修を実施
- １年に１度マニュアルの見直し・改定をおこなう

(2)　不審者対策

- 不審者対策を目的とした避難訓練を年に１回以上実施
- 不審者対応マニュアルにて研修を実施
- １年に１度マニュアルの見直し・改定をおこなう

(3)　防火・防災対策

- 毎月避難訓練および消火訓練を実施
- 消防用設備の点検については専門業者へ委託し、年に２度実施
- 危機管理マニュアルにて研修を実施
- １年に１度マニュアルの見直し・改定をおこなう

15. 虐待防止の取組

- 児童虐待対応マニュアルにて研修を実施
- 希望職員は外部研修へ参加し、研修内容を職員に共有

16. 給食に対する取組

- 給食マニュアルにて研修を実施
- 物語メニュー、あそびごころのある盛り付けチームにて給食の質を向上
- 年に２回全体研修をおこない、スキルアップを図る